

土地改良事業計画書

1. 目 的

本地区内の水路を整備することにより農業の振興、農業用水の安定供給と集落及び地域の活性化を図る。

2. 地域、地籍及び現況

(1) 所 在 金倉町地内

(2) 地 積 受益面積 1.1 ha 関係戸数 7 戸

(3) 現 況 当地区は、丸亀市の金倉川西に位置した、水田地帯であり、水稻が中心の営農であり、地区内の水路は、狭小で不整形なうえに老朽化が進んでいることから、漏水及び通水障害がおきている。併せて、大雨時等には排水に支障をきたしている。

3. 一般計画

- ・ 本地区の1戸当たり平均耕作面積は、16アールと零細で土地が分散しており、生産基盤は未整備である。
- ・ 水路の整備をすることにより、維持管理を軽減させ、地域農業の振興と生産性向上を図る。
- ・ ため池と水田に囲まれた田園地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。

4. 主要工事計画

(1) 水路延長 240.0 m 起点：丸亀市金倉町243地先
終点：丸亀市金倉町255地先

(2) 水路断面 B=0.6 H=0.40 m

(3) 構 造 U型水路

5. 付帯工事計画

該当なし

6. 工事の着工及び完了予定期間

着 工 令 和 8 年 9 月 1 日

完 了 令 和 9 年 1 月 29 日

7. 環境との調和への配慮

本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。

8. 本施設の維持管理

本施設の維持管理については、金倉川西地区共同施行において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額(千円)	備 考
工 事 費	19,142	
用地買収補償費	0	
測 量 試 験 費	2,366	12.36%
工 事 雑 費	-	
事 務 費	-	
計	21,508	10a当りの事業費 1,955,273 円

(2) 資金計画

区 分	金 額(千円)	備 考
補 助 金	国 補 助 金	-
	県 補 助 金	11,829
	市 町 補 助 金	8,603
	小 計	20,432
地 元 負 担 金	受 益 者 負 担 金	1,076
	借 入 金	1
		農林漁業資金 利率 償還期間 賦課基準
	小 計	1,076
計	21,508	

10. 事業効果

区 分	金 額(千円)	
作 物 生 産 効 果	1,795	n : 40 総合耐用年数
維持管理節減効果	86	T : 1 事業着手から効果発生年数
走行費用節減効果	0	i : 0.04 割引率
そ の 他	0	資本還元率 : $i(1+i)^n / (1+i)^n - 1$
年 総 増 加 額 計	1,881	建設利息率 : $0.05 \times 0.4 \times 0.065 \times T$
廃 用 損 失 額	-	農家負担率 : 0.05

$$\begin{aligned} \text{妥当投資額} &= \text{年総増加額計} \div [\text{資本還元率} \times (1 + \text{建設利息率})] - \text{廃用損失額} \\ &= 1,881 \div [0.0505 \times (1 + 0.0013)] - 0 \\ &= 37,199 \end{aligned}$$

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費} = 37,199 \div 21,508 = 1.73$$

※投資効率の基準値は1.00以上とする。

11. 計画図

(1) 位置図

別紙のとおり

(2) 平面図

別紙のとおり

(3) 標準断面図

別紙のとおり

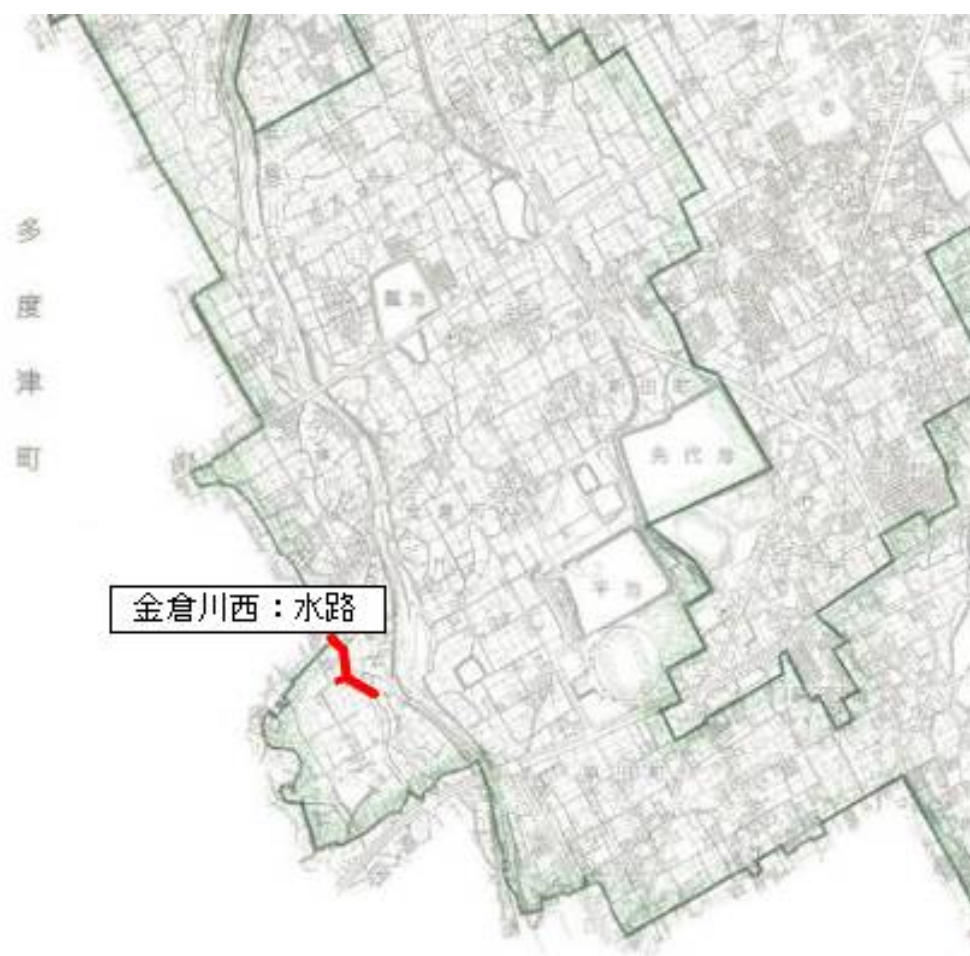
土地改良事業施行事由書

本地区の1戸当たり平均耕作面積は、12アールと零細で土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。

また、地区内の水路は、狭小で不整形なうえに老朽化が進んでいることから、漏水及び通水障害がおきている。併せて、大雨時等には排水に支障をきたしている。

そこで、本施設を改修整備することにより地域農業の振興、生産性の向上・維持管理の軽減及び地域の活性化を図る。

位 置 図



ここにテキストを入力



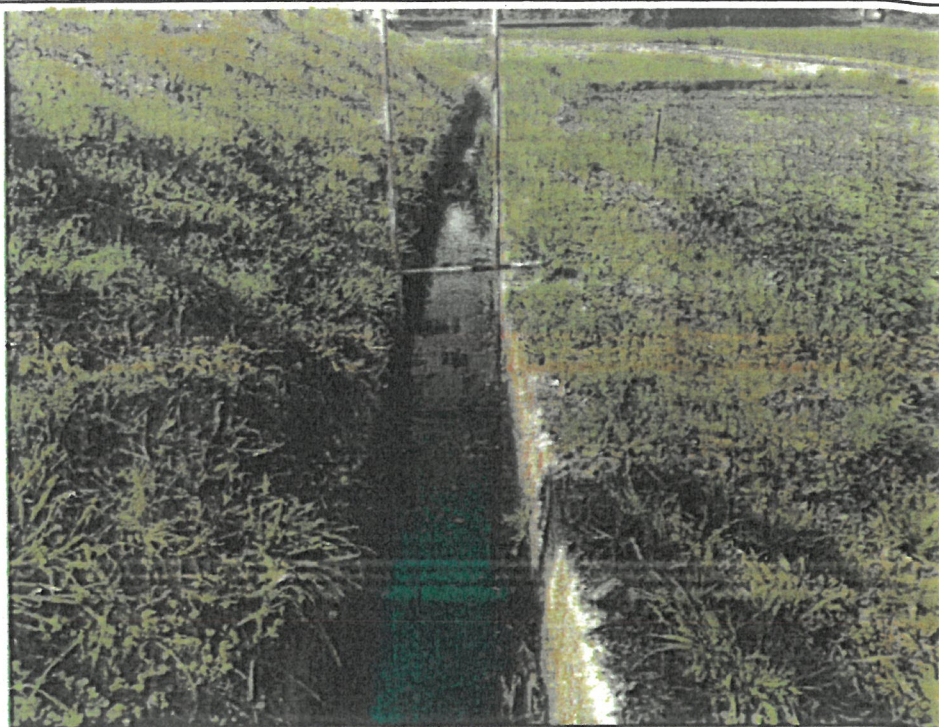
1:1500

地区名

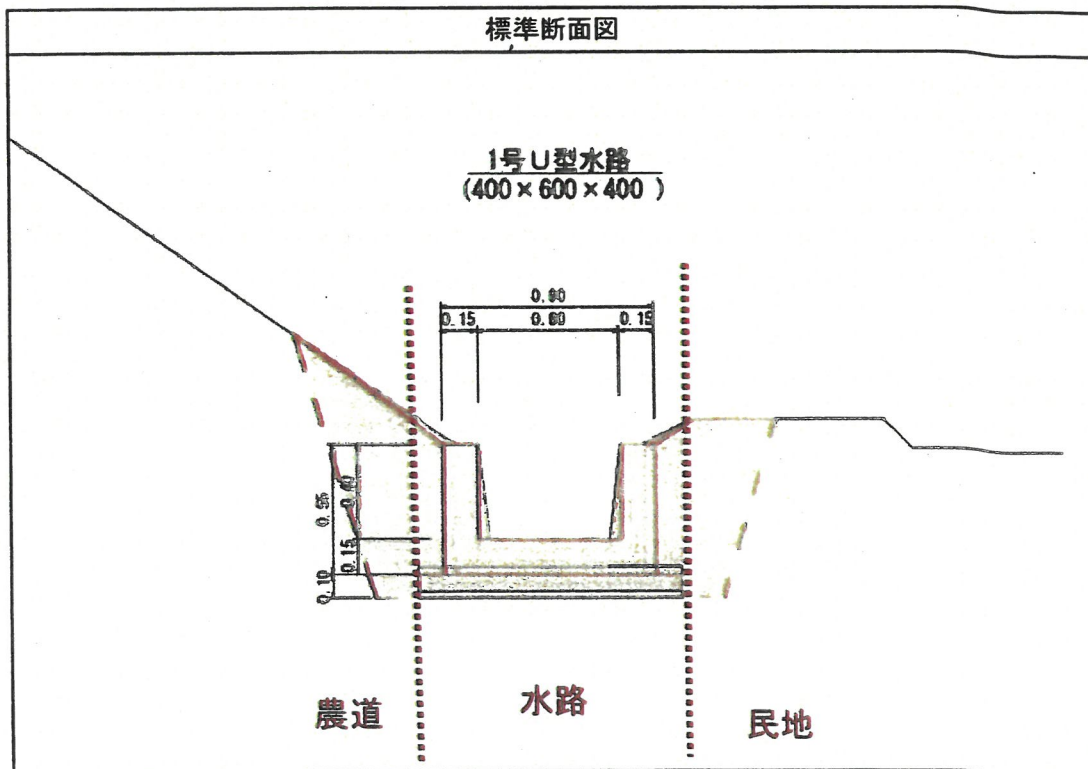
金倉川西

NO.1

現況写真



標準断面図



金倉川西 地区共同施行土地改良事業規約

(名 称)

第1条 この共同施行は、 金倉川西 地区共同施行と称する(以下「共同施行」という)

(地 域)

第2条 この共同施行の土地改良事業を施行する地区(以下「施行地区」という)は、次に掲げる地域とする。
丸亀市金倉町

(事 業)

第3条 この共同施行は、この規約及び土地改良事業計画の定めるところにより次に掲げる事業を行う。
単独県費補助土地改良事業

(事務所)

第4条 この共同施行の事務所は、 丸亀市金倉町351番地1 に置く。

(委 員)

第5条 この共同施行に施行委員3人を置き、施行者が互選する。
2 施行委員の互選により委員長(以下「施行委員長」という。)を1人置く。
3 施行委員の任期は2年とし、施行委員長の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
4 施行委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
5 施行者は、その総数の3分の2以上の同意を得て施行委員を解任することができる。

(委員の職務)

第6条 施行委員は、土地改良事業計画及びこの規約の規定並びに総会の議決の範囲内において、工事の請負契約に係る一切の事務及び工事の施行工作物の維持管理、金銭及び物品の出納、その他事業の施行に関する一切を処理する。

(委員長の職務)

第7条 施行委員長は、施行委員の職務を執行するにつき施行者を代表する。
2 施行委員は、あらかじめその互選により定められた順序に従い施行委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(登記の申請)

第8条 共同施行の施行に伴い登記の申請をするときは、施行者は、施行委員長に委任するものとする。

(報 酬)

第9条 施行委員は、予算の範囲内において勤務に相当する報酬及び職務取扱のために要する実費を支給する。
2 前項に規定する支給の額及びその方法については、総会で決める。

(総 会)

第10条 総会は、総施行者で組織する。
2 施行地区内の土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するもの(以下「権利者」という)は、総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

(総会の招集)

第11条 施行委員長は、毎事業年度1回の通常総会を招集しなければならない。
2 総会は、総施行者の2分の1が出席しなければ開くことができない。
3 施行委員長は、必要があると認めるときは何時でも臨時総会を招集することができる。

第12条 施行者がその総数の3分の1以上の同意を得て会議の目的たる事項及び召集理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、施行委員長は、その請求があった日から3日以内これを召集しなければならない。

(会議の招集の通知)

第13条 総会を招集するには、その会日から2日前までに会議の日時場所及び目的を各施行者に通知しなければならない。ただし、急施を要求する場合には会日の前日までに通知すればよい。
2 前項の通知は、共同施行者名簿に記載してあるその者の住所にあててする。

(総会の議決事項)

第14条 別に規定するものの外次に掲げる事項は、総会において議決する。

- (1) 経費の収支予算
- (2) 賦課金及び夫役現品の賦課徴収方法
- (3) 事業報告書及び収支決算書の承認
- (4) その他重要な事項

(議決権)

第15条 施行者は、各々1個の議決権を有する。

- 2 施行者は、第13条の規定により通知があった事項について書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。
- 3 前項の規定により議決権を行うものは、出席者とみなす。
- 4 代理人は、施行者又は被代理人の同居の親族もしくはその配偶者でなければならない。
- 5 代理人は、2人以上の施行者を代理することができない。
- 6 この共同施行とある施行者との関係につき議決をする場合は、その施行者は、議決権を行うことができない。

(総会の議決の方法等)

第16条 総会の議事は、この規約に特別の定めがある場合を除いて総施行者の半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 議長は、施行委員長があたる。

(重要事項の議決方法)

第17条 次に掲げる事項についての総会の議事は、総施行者の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。

- 1 借入金並びにその方法、利率及び償還の方法。
- 2 解散した場合の精算人の選任
- 3 残余財産の処分の方法

(議事録)

第18条 総会の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調整し出席した施行者の2名とともにこれに記名押印しなければならない。

- 1 開会の日時及び場所
- 2 会議を組織する者の現在総数及び出席した者の氏名又は名称
- 3 議事の要領
- 4 議決事項
- 5 賛否の数

(経費分担の基準)

第19条 第3条の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより均等割及び施行地区内にある農地の全部につき地積割に賦課するものとする。

- 2 第3条の事業で国の間接補助事業に係るものであって当該事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定に係る年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合には、当該事業につき県から交付を受けた補助金額に相当するものを、第1項から第2項までに規定する賦課金及び夫役現品の算定方式により当該転用に係る農地に割りふって得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用のうちに係るものを差引いた額)の賦課金を当該転用農地につき賦課する。ただし、転用農地の面積が県知事の指定する面積を超えない場合又は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合には、この限りではない。

(賦課徴収の方法)

第20条 前条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総会で定める。

(書簿の備付)

第21条 施行委員は、共同施行者名簿及び土地原簿を調整しこれを議事録及び事業に関する書類とともに主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 前項の共同施工者名簿及び土地原簿には、土地改良法施行規則第71条第3項において準用する第23条及び第24条に規定する事項を記載しなければならない。
- 3 施行者及び権利者は、前項の書簿の閲覧を求めることができる。

(収支予算)

第22条 施行委員は毎事業年度の経費の収支予算を調整し、当該事業年度前に総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては共同施行の認可を受けたあと遅滞なくこれをしなければならない。

(預 金)

第23条 金銭は、総会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

(工事等)

第24条 工事は、請負とする。

2 施行委員は、工事の請負をすることができない。

第25条 工事の請負又は物品の購入は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、総会の議決により随時契約によることができる。

2 工事の契約及び施工に際しては、丸亀市契約規則及び丸亀市工事請負契約約款を準用する。なお、丸亀市契約規則及び丸亀市工事請負契約約款の中の丸亀市を金倉川西 地区共同施行、丸亀市長を代表者、収入役を会計と読みかえる。

(延滞利息)

第26条 施工者が第19条に規定する賦課金において定める精算金の徴収の納付を怠ったときは、その延滞日数に応じ金100円に付1日4銭の延滞利息を徴収する。

(事務員)

第27条 施行委員は、総会の議決を経て、当該土地改良事業を施工するため予算の範囲内において事務員を置く事ができる。

(損失補償)

第28条 土地改良法第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて、施行委員が定める。

(事業年度)

第29条 この共同施行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納閉整理期間)

第30条 この共同施行の出納整理期間は、2箇月間とする。